

「こどもの人権」

今週のテーマは、こどもの人権です。

こどもの権利をめぐるのは、国連「児童の権利に関する条約」があります。「児童の権利に関する条約」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年に国連総会で採択されました。「児童の権利に関する条約」には4つの原則があります。一つ目は、「生命、生存及び発達に対する権利」です。すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される、とされています。二つ目は、「こどもの最善の利益」です。こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考える、とされています。三つめは、「こどもの意見の尊重」です。こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮する、とされています。四つ目は、差別の禁止です。すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される、とされています。

1994年の「児童の権利に関する条約」批准を受け、国内では、いじめ、体罰、虐待など権利侵害からこどもを守るための様々な取り組みがなされています。こどもに関わる法律の制定や法改正の際に、「児童の権利に関する条約」に言及したり、その内容を取り入れる動きも見られるようになってきました。また、地方公共団体では、こどもの権利に関する独自の条例を制定しているところがあります。こうした中、今年の4月に「こども基本法」が施行されました。この法律では、「すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障され差別的な扱いをうけないこと」、「自分に関する事柄への意見表明や、社会参画の機会が確保されること」、「こどもの意見が尊重され最善の利益が考慮されること」など基本的な理念が定められています。

現在、日本においては、児童虐待、いじめ、ヤングケアラーなど、こどもをめぐる環境は益々深刻化し、生きづらさを感じているこどもが多くいるのが現状です。さらに、日本では、こどもを保護や管理の対象として考えられることが多く、独立した人格と尊厳をもつ権利の主体としては十分に認識されていません。

こどもの声が丁寧に聞かれ十分に尊重される社会にしていくために、また、こどもにとって最も良いことが選択される社会にしていくために、あらゆる場面でこどもの権利が守られ、こども基本法の理念が実現されるよう、社会全体でこどもの権利への理解を深めていきましょう。

